

建築基準法・建築物省エネ法に基づく手数料について

令和7年4月1日

1. 確認申請等手数料

昇降機に係る部分が含まれない場合				
建築物の床面積(合計等)	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査を受けたもの	中間検査をうけていないもの
30㎡以内のもの	9,000円	19,000円	19,000円	22,000円
30㎡を超え100㎡以内	19,000円	25,000円	25,000円	28,000円
100㎡を超え200㎡以内	33,000円	31,000円	35,000円	38,000円
200㎡を超え300㎡以内	43,000円	40,000円	50,000円	53,000円
300㎡を超え1,000㎡以内	71,000円	57,000円	83,000円	86,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	100,000円	77,000円	100,000円	110,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	280,000円	150,000円	160,000円	170,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	410,000円	260,000円	260,000円	270,000円
50,000㎡を超えるもの	800,000円	540,000円	540,000円	550,000円

建築設備・工作物確認申請 (1基につき)	確認申請	完了検査	計画変更
小荷物専用昇降機以外の建築設備 (エレベーター、エスカレーター等)	22,000円	36,000円	10,000円
小荷物専用昇降機	8,000円	20,000円	6,000円
工作物	20,000円	22,000円	8,000円

手数料の区分における床面積の算定方法について		
区分		床面積の算定方法
確認申請 中間検査 完了検査	新築	当該建築に係る部分の床面積
	増築	
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え	当該移転、修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1
確認申請 (計画変更)	新築	当該建築に係る部分の床面積の合計の2分の1
	増築	計画の変更により増加する部分の床面積
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え	当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1

※原則、令和7月3月31日までに確認済証の交付を受けて着工した建築、建築設備の設置、工作物の築造工事については、令和7年4月1日以降に申請する計画変更、中間検査、完了検査の手数料は旧手数料（改正前手数料）となります。

2. 認可・許可・証明書交付等手数料

仮使用認定申請		建築基準法第7条の6		一件につき	120,000円
仮設建築物建築許可申請		建築基準法第85条第6項			120,000円
敷地と道路との関係の建築認定申請		建築基準法第43条第2項第1号			27,000円
道の位置の指定申請	建築基準法第42条第1項第5号	指定			50,000円
		変更			25,000円
		廃止			
建築台帳記載証明書交付					300円

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

区分		床面積	
一戸建ての住宅	仕様基準による場合	200㎡未満	17,000円
		200㎡以上	19,000円
	仕様・計算併用法による場合	200㎡未満	25,000円
		200㎡以上	28,000円
	その他の場合	200㎡未満	34,000円
		200㎡以上	37,000円
共同住宅	仕様基準による場合	300㎡未満	32,000円
		300㎡以上	56,000円
	仕様・計算併用法による場合	300㎡未満	50,000円
		300㎡以上	84,000円
	その他の場合	300㎡未満	67,000円
		300㎡以上	112,000円
工場、倉庫その他	モデル建築物基準Bによる場合	300㎡未満	19,000円
		300㎡以上	26,000円
	その他の場合	300㎡未満	23,000円
		300㎡以上	30,000円
その他の非住宅建築物	モデル建築物基準Bによる場合	300㎡未満	85,000円
		300㎡以上	108,000円
	その他の場合	300㎡未満	221,000円
		300㎡以上	277,000円